明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務・法務・経済産業一）　一

○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境三二）　二

〔告　示〕

○天皇皇后両陛下は栃木県へ行幸啓になる件（宮内庁一〇）　二

○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件（総務三〇九）

○地方税法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件の一部を改正する件（総務三一〇）

○放送受信者等の個人情報の保護に関する指針の一部を改正する件（同三一一）

○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号の規定に基づき主務大臣が告示で定める書類を定める件（総務・法務・経済産業三）

○日本国に帰化を許可する件（法務四六〇）

○特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約への締約国の追加に関する件（外務三一二）

○重要無形文化財の保持者の認定が解除された件（文部科学一五〇）

○労働安全衛生法の規定により登録型式検定機関を登録した件（厚生労働三六五）

○労働安全衛生法の規定により登録製造時等検査機関及び登録性能検査機関の代表者の氏名等を変更した件（同三六六）

○保安林の指定をする件（農林水産二〇八〇～二〇九五）

○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通九九二）

○道路に関する件（関東地方整備局三三七）

○道路に関する件（近畿地方整備局一四三、一四四）

○道路に関する件（四国地方整備局九三）

○道路に関する件（九州地方整備局一二四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示一、群馬同一、滋賀同一、鹿児島同一）　四

〔公　告〕

諸事項

官庁
解散命令、建設業の許可の取消処分関係　五

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　七

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　八

会社その他　八

省令

○総務省・法務省・経済産業省令第一号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第六条第一項第二号の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月八日

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
経済産業大臣　宮沢　洋一

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「という。）に対し、」の下に「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する」を、「住民票の写し」の下に「若しくは住民票記載事項証明書」を、「を求める場合に限る。）」の下に「若しくは領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明」を、「これらに準ずるもの」の下に「として主務大臣が告示で定める書類」を加え、同号イ中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

別表中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「検定合格証」を「警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第四項に規定する合格証明書（警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号）第八条に規定する合格証を含む。）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。